

# 四国における e-Knowledgeを基盤とした 大学間連携による大学教育の共同実施

四国地区5大学連携による教育の質向上の実現



## 事業報告書

2013年度版

# 目次

## 目次

|               |    |
|---------------|----|
| 卷頭言           | 1  |
| 1. 事業概要       | 2  |
| 2. 平成25年度活動状況 | 10 |
| 3. 関係規則等      | 47 |
| 連絡先情報         | 62 |

## 巻頭言

本報告書は、平成25年度に四国の国立5大学（香川大学、徳島大学、鳴門教育大学、愛媛大学、高知大学）で行われた『四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施』事業の活動状況をまとめたものです。

本事業は、国立大学改革強化推進補助金で採択された「四国5大学連携による知のプラットフォーム形成」事業を構成するひとつであります。特に、本事業は、四国のe-Learning基盤を活用して「四国地区における5国立大学連携構想」の中の大学教育を共同実施することによって、連携大学全体の教育の質の向上を図ることを目指しています。その実現のために、四国の国立5大学（香川大学、徳島大学、鳴門教育大学、愛媛大学、高知大学）が相互に連携し、基幹校である香川大学に大学連携e-Learning教育支援センター四国を設置するとともに、他の4大学にセンター分室を設置し、事業を推進しております。

平成25年度は、事業実施フェーズとしては準備期として位置付けられております。今年度の実施内容としまして、大学教育の共同実施に向けての課題の検討、共同実施の運用方法の立案、運用実施に向けての規程や連携大学間で必要な協定などの整備・制定、さらに、大学教育の共同実施のためのICT基盤整備を実施してきました。

上記の取り組みにおいてご尽力いただいている大学連携e-Learning教育支援センター四国および分室のスタッフの皆様、企画・運営委員の皆様、各大学で本事業を支えていただいている各部署・事務の皆様、さらには、外部評価委員の皆様、この場をお借りして心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

本事業はまだ始まったばかりであり、まだまだ乗り越えて行かなければならない問題も山積していると考えます。これらの問題を丁寧に解決・クリアしていきながら、大学教育を共同実施することによって、連携国立5大学全体の教育の質の向上を図るよう取り組んでまいりますので、引き続き『四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施』事業による各種活動に対してご理解とご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

香川大学 理事・副学長(教育担当)

藤井 宏史

# 1. 事業概要

## 1. 事業概要

「四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」事業は、四国のe-Learning基盤を活用して「四国地区における5国立大学連携構想」の中の大学教育を共同実施することによって、連携大学全体の教育の質の向上を図るものである。そのため、四国の国立5大学（香川大学、徳島大学、鳴門教育大学、愛媛大学、高知大学）が相互に連携し、香川大学に大学連携e-Learning教育支援センター四国を設置するとともに、他の4大学にセンター分室を設置し、事業を推進する。

### 1-1 背景

我が国の地方国立大学は、教育研究機関として、地域に根ざし、世界に発信することが求められている。四国の5国立大学は、四国そしてそれを構成する4県に立地する大学として、四国地方の知的基盤を豊かにするとともに、地域社会に貢献できる人材を輩出することを重要な使命としている。

一方で、四国の国立5大学は、学部構成、教員数とその専門分野、そして設備面から、大規模な国立大学と比べて十分な教育研究機能を果たせていない面がある。しかし、この点は、5大学が相互に連携し、それぞれの人材や得意とする教育・研究分野を共有・補完することで、教育の質の向上を図ることができると思う。

そこで、大学教育の共同実施のための母体として、大学連携e-Learning教育支援センター四国を香川大学に設置するとともに、他の4大学にセンター分室を設置する。そのe-Learning基盤を活用して「四国地区における5国立大学連携構想」の中の大学教育を共同実施することにより、連携大学全体の教育の質の向上を図る。

### 1-2 事業実施計画

平成26年度から大学教育を共同実施する。そのため、平成24～25年度を準備期、平成26～27年度を試行期、平成28～29年度を拡充期として、平成30年度より大学教育の共同実施を定常化させる。

# 1. 事業概要

特に、本事業報告の平成25年度を含む準備期は、大学教育の共同実施に向けて、連携大学で共同実施のための課題の検討を行い、この検討結果に基づき、大学教育等共同実施の運用方法を策定することが計画されている。また、各連携大学で、運用実施に必要な規程や連携大学間で必要な協定などを定め、さらに、既に構築されているe-Learning基盤を活用しながら大学教育の共同実施の基盤整備を進めることが計画されている。

## 1-3 事業実施体制

大学教育の共同実施を行う部局として、基幹校の香川大学に大学連携e-Learning教育支援センター四国（以下、センター四国）を設置する。また、各大学にセンター四国分室を設置する。センター四国及び分室は、主に、以下の業務を行うものとする。

- (1) 大学教育・大学院教育の共同実施に向けた組織体制の整備に関すること
- (2) 四国地区国立大学で相互補完した教養・専門教育コンテンツ群の開発に関すること
- (3) 共同実施による教育プログラムの開発に関すること
- (4) オープンコンテンツ開発に関すること
- (5) 遠隔会議・遠隔講義システム等のシステム基盤強化に関すること
- (6) 共同実施の運用モデルの確立に関すること

## 1-4 事業理念

我が国の地方国立大学は、教育研究機関として、地域に根ざし、世界に発信することが求められている。四国の5国立大学は、四国そしてそれを構成する4県に立地する大学として、四国地方の知的基盤を豊かにするとともに、地域社会に貢献できる人材を輩出することを重要な使命としている。

本事業では、e-Knowledgeコンソーシアム四国（eK4）で蓄積されたe-Learning基盤を強化した教育の共同実施を行うための母体として、大学連携e-Learning教育支援センター四国（センター四国）を設置する。

# 1. 事業概要

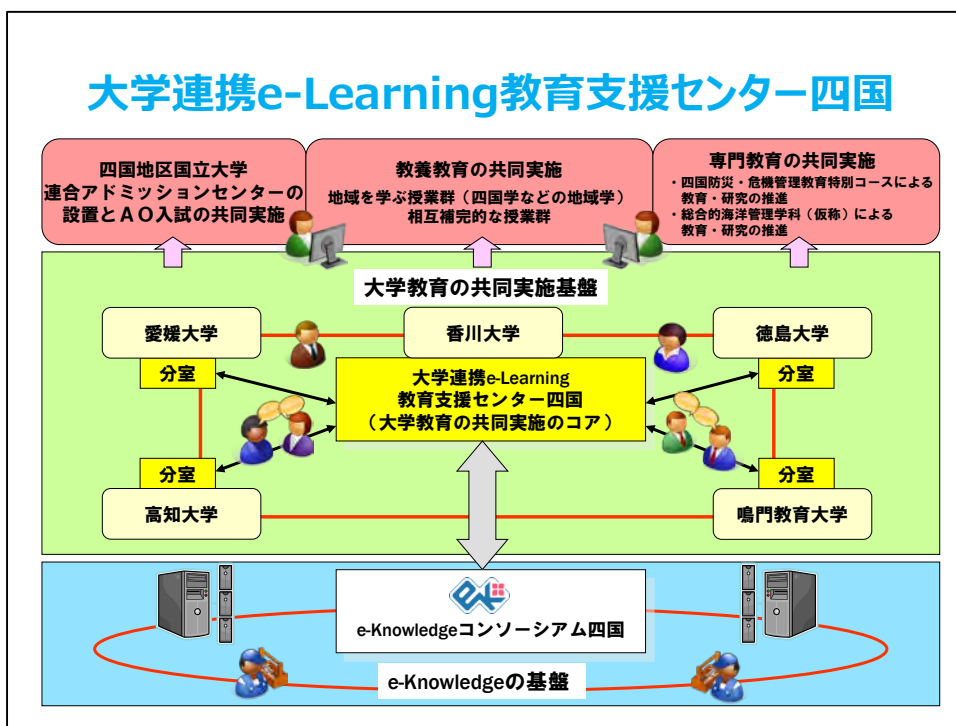
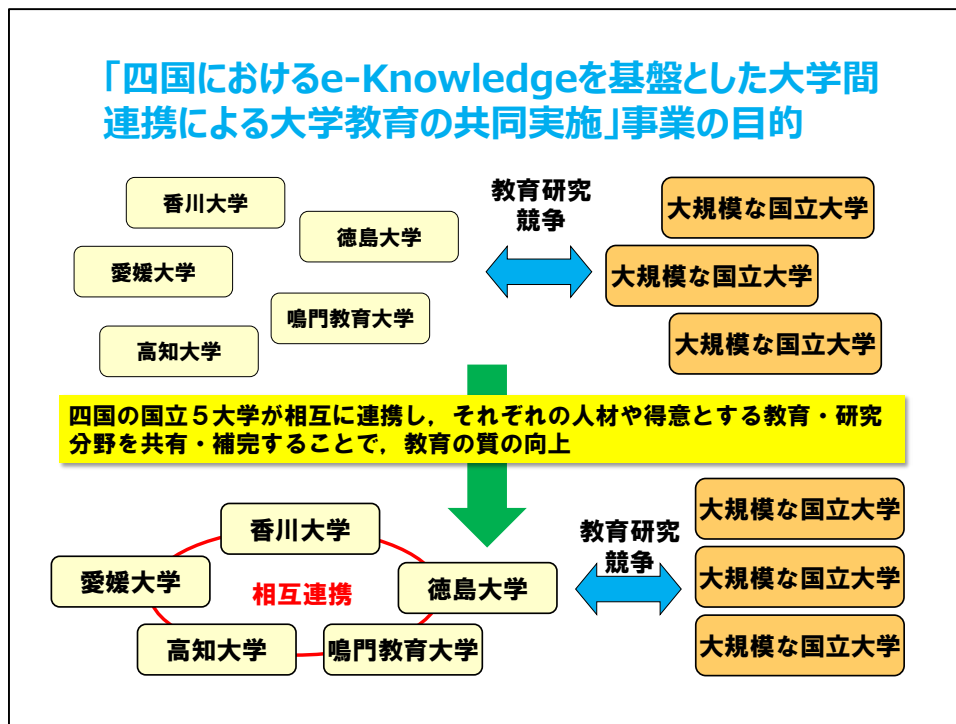
センター四国では、大学間連携により、それぞれの人材や得意とする教育・研究分野を共有・補完するコンテンツを開発することで、教育の質の向上を図る。科目選択の幅が広がることによって、履修者の興味や学習ニーズにあった科目履修が可能となる。また、各大学の状況（時間割など）に依存しない教育プログラムの開発により、学生にとっては、四国のどこに居ても、いつでも何度でも受講できる共同実施の運用モデルを確立する。

## 1-5参考資料

次ページから、事業概要の参考資料を掲載している。なお、本事業およびセンター四国に関する最新の情報は以下のWebサイトを参照されたい。

<http://chipla-e.itc.kagawa-u.ac.jp/>

# 1. 事業概要



# 1. 事業概要

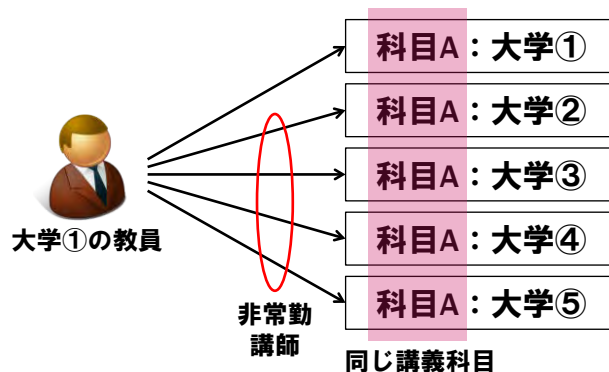
## 事業の進捗状況（平成25年度）

| 主要な事業課題   | 概要  |
|-----------|---|
| 大学教育の共同実施 | <ul style="list-style-type: none"><li>・単位互換による暫定実施の検討</li><li>・共同実施モデルの検討</li><li>・提供科目群の検討</li></ul> |
| システム基盤の強化 | <ul style="list-style-type: none"><li>・LMS, 遠隔会議システムの導入</li></ul>                                     |

○上記事業の種々の課題解決のために対面で毎月、企画委員会・運営委員会を開催

## 四国5大学型共同教育実施モデル

**単位互換ではなく、四国5大学が共同で教育科目を設定し、自大学の科目として開講する仕組みを構築・運用**





# 1. 事業概要

## 今後のスケジュール（平成26～29年度）

### 平成26～27年度 試行期間

組織体制の整備,  
共同実施モデルの検討

- 単位互換による暫定実施（平成26年度のみ）
- 共同実施モデルの整備（平成27年度より実施）
- 運用・見直し

コンテンツ開発

- コンテンツ開発・蓄積
- コンテンツの拡充・教育プログラムの検討
- 運用・見直し

システム基盤の強化

- 遠隔会議システム・LMSの運用
- システムの拡充・発展
- 運用・点検・評価

### 平成28～29年度 拡充期間

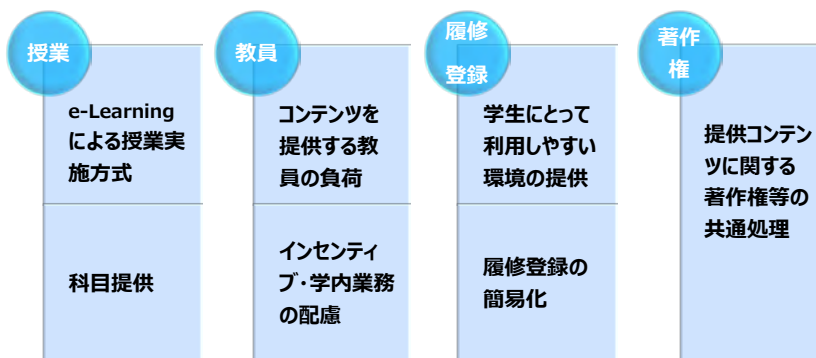
## 事業の完成像（平成29年度以降）

- ① e-Learning科目群の提供
- ② 共同実施モデルの運用
- ③ 教育の質の向上



# 1. 事業概要

## 今後の課題

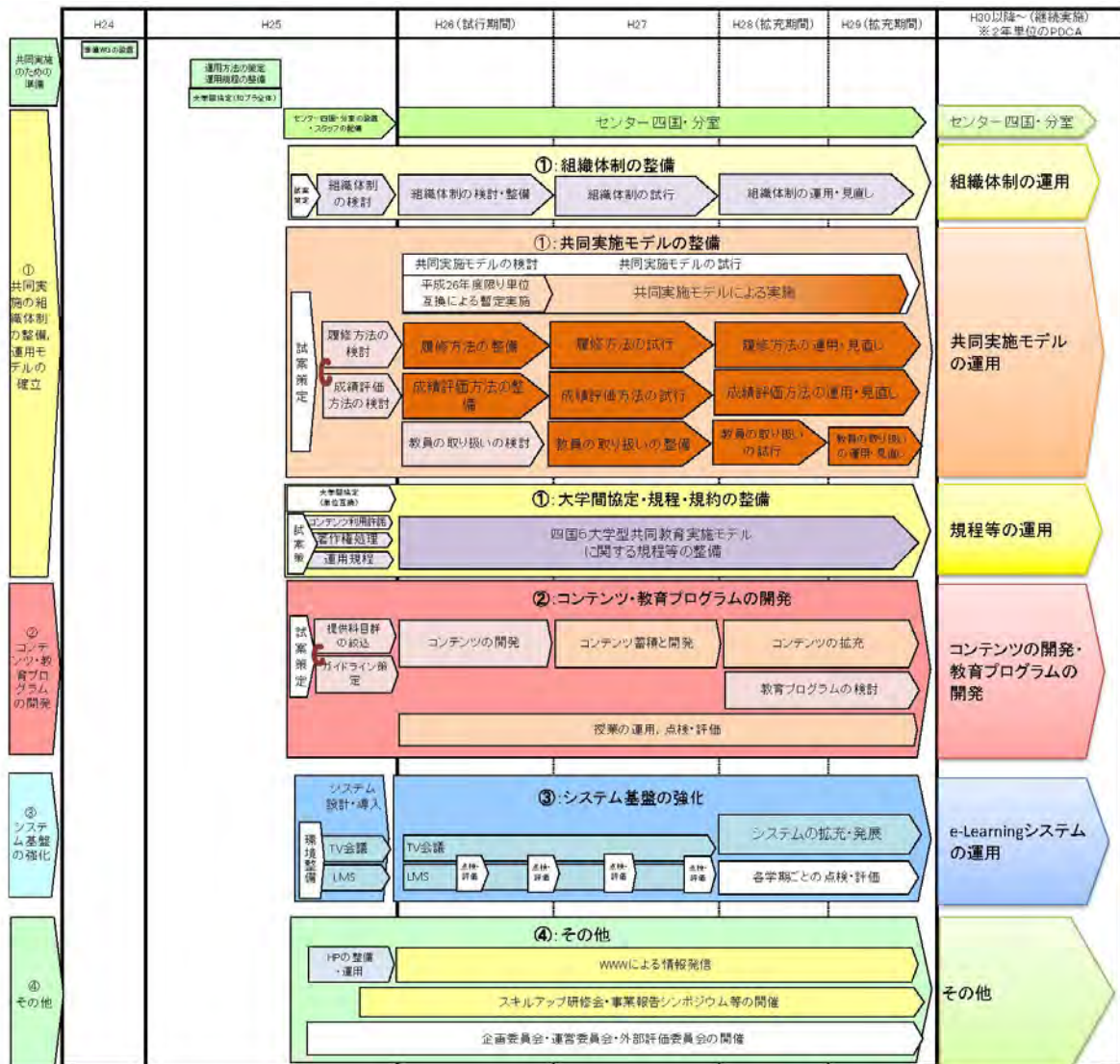


## センターに関する情報はこちらから

<http://chipla-e.itc.kagawa-u.ac.jp/>



# 1. 事業概要



ここに掲げた線表は年度報に見直しをする。

図 事業期間の全体線表

## 2. 平成25年度活動状況

### 2. 平成25年度活動状況

#### 2-1 平成25年度事業実施概要

平成25年度の「四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」事業の概要は以下の通りである。

- (1) 組織体制の整備と教育の共同実施の準備：各連携大学で、策定した大学教育等共同実施の運用方法の実施に必要な規程を整備した
- (2) 大学連携e-Learning教育支援センター四国の設置：香川大学に「大学連携e-Learning教育支援センター四国」を設置すると共に、連携大学に分室を置いた
- (3) システム基盤の強化：e-Learningによる授業の開講に向けてのシステムの最終準備を行った
- (4) コンテンツの準備：平成26年度に使用するe-Learningコンテンツを準備した

なお、上記以外にも事業報告シンポジウム2013などのイベント実施も行った。これらの詳細については、次章の活動状況を参照されたい。

## 2. 平成25年度活動状況

### 2-2 組織体制の整備

大学連携e-Learning教育支援センター四国運営委員会委員名簿

| 大学名    | 委員     | 氏名    | 所属等                                      |
|--------|--------|-------|--|
| 香川大学   | 委員長    | 藤井 宏史 | 理事・副学長(教育担当)                             |
|        | センター長  | 林 敏浩  | 総合情報センター教授                               |
|        | センター教員 | 村井 礼  | 大学連携e-Learning教育支援センター四国教授               |
|        | センター教員 | 岩城 暁大 | 大学連携e-Learning教育支援センター四国助教               |
|        | 事務職員   | 此枝 昇  | 修学支援グループリーダー                             |
| 徳島大学   | 分室長    | 金西 計英 | 教育改革推進センター教授（併）                          |
|        | 事務職員   | 三好 信幸 | 学務部教育企画室室長                               |
| 鳴門教育大学 | 分室長    | 宮下 晃一 | 大学院学校教育研究科教授                             |
|        | 事務職員   | 東 博信  | 社会連携課長                                   |
| 愛媛大学   | 分室長    | 田中 寿郎 | 教育・学生支援機構副機構長<br>共通教育センター長<br>(理工学研究科教授) |
|        | 事務職員   | 菊川 昭治 | 教育学生支援部次長(教育センター事務課長)                    |
| 高知大学   | 分室長    | 立川 明  | 総合教育センター准教授                              |
|        | 事務職員   | 高橋 聡  | 学務課長                                     |

## 2. 平成25年度活動状況

大学連携e-Learning教育支援センター四国企画委員会委員名簿

| 大学名    | 委員           | 氏名    | 所属等                                      |
|--------|--------------|-------|--|
| 香川大学   | センター長        | 林 敏浩  | 総合情報センター教授                               |
|        | センター教員       | 村井 礼  | 大学連携e-Learning教育支援センター四国教授               |
|        | センター教員       | 岩城 暁大 | 大学連携e-Learning教育支援センター四国助教               |
| 徳島大学   | 分室長          | 金西 計英 | 教育改革推進センター教授（併）                          |
|        | 分室教員         | 高橋 暁子 | 教育改革推進センター特任准教授                          |
| 鳴門教育大学 | 分室長          | 宮下 晃一 | 大学院学校教育研究科教授                             |
|        | 分室教員         | 竹口 幸志 | 大学連携e-Learning教育支援センター四国鳴門教育大学分室講師       |
| 愛媛大学   | 分室長          | 田中 寿郎 | 教育・学生支援機構副機構長<br>共通教育センター長<br>(理工学研究科教授) |
|        | 分室教員         | 未 定   | 平成26年4月1日付採用予定                           |
|        | 分室教員<br>(併任) | 仲道 雅輝 | 総合情報メディアセンター講師兼<br>教育・学生支援機構教育企画室        |
| 高知大学   | 分室長          | 立川 明  | 総合教育センター准教授                              |
|        | 分室教員         | 竹岡 篤永 | 総合教育センター特任助教                             |

## 2. 平成25年度活動状況

### ■センター四国教員人事（選考経緯）

#### ◆センター四国

センター長 林 敏浩 教授（10月1日付け併任発令）

センター教員 村井 礼 教授（10月1日付け採用）

センター教員 岩城 暁大 助教（10月1日付け採用）

#### ※採用者の選考経緯

- ・募集期間6月28日から7月31日で公募開始
- ・教授又は准教授に5名の応募あり，助教に9名の応募あり
- ・3回の教員選考委員会で数名の面接実施候補者を決定，面接を実施後，教員選考委員会で教授1名，助教1名の採用者決定

#### ◆徳島大学分室

分室長 金西 計英 教授（10月1日付け併任発令）

分室教員 高橋 暁子 特任准教授（11月16日付け採用）

#### ※採用者の選考経緯

- ・募集期間6月3日から7月8日で公募
- ・特任准教授に8名の応募あり
- ・3回の教員選考委員会で数名の面接等を実施する教員候補適任者を決定，面接等を実施後，教員候補適任者1名を選出し，センター長に報告  
その後，運営委員会で特任准教授の教員候補者1名を選出

## 2. 平成25年度活動状況

### ◆鳴門教育大学分室

分室長 宮下 晃一 教授（5月13日付け学長指名）

分室教員 竹口 幸志 講師（1月1日付け採用）

#### ※採用者の選考経緯

・募集期間7月2日から8月20日で公募開始

・教員選考委員会、人事委員会を経て、教育研究評議会で講師1名の採用者を決定

### ◆愛媛大学分室

分室長 田中 寿郎 教授（10月1日付け任命）

分室教員 選考中 （平成26年4月1日付採用予定）

兼任教員 仲道 雅輝 助教（10月1日付け任命） ※12月1日付けで講師に昇任

#### ※採用者の選考経緯

12月4日(水) 人事委員会 ○教員選考の発議

選考開始の了承

12月4日(水)～1月6日(月) 公募開始

※応募者 16名

1月8日(水) 人事委員会 ○選考委員会委員の決定

1月16日(木) 第1回選考委員会 ○選考開始

・公募要領確認

・選考方針確認



## 2. 平成25年度活動状況

・書類審査開始

1月下旬から2月初旬 第2, 3回選考委員会 ○候補者の面接, 最終選考

2月中旬 学長へ選考結果報告

2月19日(水) 又は3月 5日(水) 人事委員会 ○選考結果について審議

→【採用決定：H26.4.1】

※最短のケースであり, 日程調整等により更に延びることもあり。

### ◆高知大学分室

分室長 立川 明 准教授 (10月1日付け兼務発令)

分室教員 竹岡 篤永 特任助教 (26年1月1日付け採用)

### ※採用者の選考経緯

・第1回(5/31), 第2回(6/4)選考委員会において公募要領等審議・承認

・公募期間は, 6月6日から7月5日

・特任助教に6名の応募有

・第3回選考委員会(7/10)で一次選考(書類審査)を実施し, 3名の二次選考(面接審査)候補者を決定

・プレゼンを含む面接(7/21)を実施後, 第4回選考委員会(7/21)において1名の採用候補予定者を決定

・総合教育センター運営戦略室会議において審議・了承(7/29)

## 2. 平成25年度活動状況

### ■ 事業の実施状況

#### ◆平成25年6月24日

第2回四国地区国立大学連携事業推進会議（メール会議）開催

※7月5日承認，同日付けで規則等を制定・施行

- ・大学連携e-Learning教育支援センター四国規則
- ・大学連携e-Learning教育支援センター四国運営委員会規程
- ・大学連携e-Learning教育支援センター四国企画委員会規程
- ・大学連携e-Learning教育支援センター四国外部評価委員会規程

#### ◆平成25年7月8日

「四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」事業委員会を香川大学で開催

5大学の担当理事，教員，事務職員22名出席

協議題と決定事項

##### 1) 事業期間終了時の成果イメージの策定と共有

- ・各大学で単年度2科目×5年間＝10科目のコンテンツを作成するために，センター四国（香川大学）がニーズ調査とシーズ調査を実施することとなった

##### 2) eK4との関係：「独立して走らせる」か「統合する」か

- ・eK4とは独立して走らせることとなった

#### ◆平成25年8月8日

## 2. 平成25年度活動状況

ニーズ調査とシーズ調査を連携大学にメールで照会

### ◆平成25年10月1日

看板設置式

大学連携e-Learning教育支援センター四国企画委員会を遠隔会議で開催

教員，事務職員8名出席

協議題と決定事項

#### 1) 今後の進め方

- ・センター四国（香川大学）が，事前に実施したアンケートの結果等を基にして課題の整理を行った上で原案を作成し，委員会に諮ることとなった

### ◆平成25年11月6日

大学連携e-Learning教育支援センター四国企画委員会を遠隔会議で開催

教員，事務職員8名出席

遠隔会議で進めていくことを想定していたが，次回以降は対面会議で実施することとなった

協議題と決定事項

#### 1) 5年後の到達イメージ（案）について

- ・共同実施をどう考えるか等について，センター四国（香川大学）が各分室訪問を実施し，意見調整を行うこととなった

## 2. 平成25年度活動状況

### 2) 提供科目アンケートからのニーズ・シーズマッチングについて

- ・マッチングの方法論を含めて、センター四国（香川大学）が調整と取りまとめを行うこととなった

### 3) 単位互換協定（案）及び覚書（案）について

- ・単位互換だけで事業を実施するというのではなく、平成26年度から単位互換を実施することとなった場合に各大学で必要な手続き等を検討する為に、単位互換協定（案）及び覚書（案）の内容について確認することとなった

#### ◆平成25年12月3日

大学連携e-Learning教育支援センター四国企画委員会を香川大学で開催

教員，事務職員8名出席

協議題と決定事項

#### 1) 事業理念の共有について

- ・センター四国（香川大学）が示した案について、センター規則等を参考にしながら見直すこととなった
- ・共同実施を行う方向性を示す方向で検討することとなった

#### 2) 提供科目群の絞り込みについて

- ・実施モデルを作ることが目的なので、まずは運用モデルを作って、実際に運用を行った上で検証していくこととなった

#### 3) 実施体制の検討について

- ・成績評価委員会，システム専門委員会の設置の必要性について検討を行った

## 2. 平成25年度活動状況

### 4) 5年後のイメージについて

- ・議論を受けて見直しを行うこととなった

### 5) 短縮名称について

- ・「知プラe」とすることが了承された

### 6) 単位互換協定について

- ・平成26年度の単位を出すための次善策として協定締結に向けて話を進めていくことが了承された

大学連携e-Learning教育支援センター四国運営委員会を香川大学で開催

教員, 事務職員 12名出席

協議題と決定事項

### 1) 平成26年度事業計画について

- ・事業計画案について了承された。ただし, 具体的な文言に関してはメール審議を行うこととなった。なお, 事業実施計画は企画委員会で各大学の具体的な対応について審議することとなった

### 2) 外部評価委員会の設置について

- ・委員の選考について, 次回(1月22日)の運営委員会までに各大学から1名以上の推薦を頂き, 決定することとなった
- ・25年度については, 書面審査で開催することが了承された

### 3) 平成25年度事業報告シンポジウムの開催について

- ・3月10日若しくは17日に開催することとなった

## 2. 平成25年度活動状況

### 4) 平成25年度事業報告書の作成について

- ・紙媒体と電子媒体で作成し，電子媒体はホームページで公開，紙媒体は必要部数を調査した上で印刷することとなった

### ◆平成26年1月22日

大学連携e-Learning教育支援センター四国運営委員会を香川大学で開催

教員，事務職員13名出席

協議題と決定事項

#### 1) 事業理念・実施計画の協議まとめについて

- ・センター四国（香川大学）が示した案が了承された

#### 2) 中期計画に係る平成26年度計画について

- ・5大学共通の内容を盛り込むかどうかについて，愛媛大学が示した案を原案として，各大学が盛り込むこととなった

#### 3) 共同実施モデルの検討について

- ・愛媛大学分室から提案のあった案について，27年度実施に向けて検討することとなった
- ・詳細な審議は企画委員会で行うこととなった

#### 4) 外部評価委員の選出について

- ・各大学から推薦のあった候補者について了承された

大学連携e-Learning教育支援センター四国企画委員会を香川大学で開催

## 2. 平成25年度活動状況

教員，事務職員 10名出席

協議題と決定事項

1) 共同実施モデルの検討について

- ・モデル案を提案した愛媛大学分室とセンター四国（香川大学）でベースとなるモデルのたたき台を作って、それを基に検討することとなった。
- ・コンテンツに関しては、各大学が検討を行い委員会に提案することとなった

2) 外部評価委員の選出について

- ・運営委員会で選出が行われ、企画委員会が管理して作業を進めることとなった

3) 予算執行状況の確認について

- ・各大学の12月末日現在の執行状況及び年度末の執行見込み状況について確認された

4) 平成26年度単位互換協定について

- ・運営委員会で了承されたとおり、平成26年度1年限りの対応であることが確認された

5) 平成25年度事業実施報告，平成26年度事業実施計画について

- ・センター四国（香川大学）が案を取りまとめ、委員会で検討することとなった

6) その他

- ・平成26年1月24日開催の5大学連携事業意見交換会に提出する資料が確認された

## 2. 平成25年度活動状況

### ◆平成26年1月31日

大学連携e-Learning教育支援センター四国HPを公開

### ◆平成26年2月18日

大学連携e-Learning教育支援センター四国企画委員会を香川大学で開催

教員，事務職員8名出席

協議題と決定事項

#### 1) 四国型共同教育実施モデルについて

- ・文部科学省との打ち合わせの概要について報告があった。
- ・愛媛大学分室とセンター四国（香川大学）が示したたたき台について，問題点の洗い出しを実施するためセンター四国（香川大学）が作業確認リストを作成し，各分室に作業の協力をお願いすることとなった

#### 2) コンテンツ開発について

- ・現存の科目以上に学生が受講出来るバリエーションを増やすための案を検討していくこととなった

#### 3) 外部評価委員の委嘱について

- ・今期の任期期間について平成26年3月1日から27年3月31日とすることが了承された
- ・香川大学の謝金支給基準により謝金を支払うことが了承された
- ・外部評価委員に本年度の事業実施に係る各種資料を提示し，アンケートによる書面審査により実施することが了承された

#### 4) その他



## 2. 平成25年度活動状況

- ・知のプラットフォームロゴ案について，センター長マターで他の2事業のセンター長に提案を行い検討することが了承された
- ・林センター長が，3月7日開催のe-Knowledgeコンソーシアム四国のシンポジウムのパネル討論で，知プラの進捗状況を説明することが了承された
- ・四国産学官連携イノベーション共同推進機構がシボレス認証システムを使用することについて了承された

大学連携e-Learning教育支援センター四国運営委員会を香川大学で開催

教員，事務職員10名出席

協議題と決定事項

### 1) 四国型共同教育実施モデルについて

- ・基本的な考え方が運営委員会です了承されたことを受けて，企画委員会で具体的な作業を進めていくことが了承された

### 2) コンテンツ開発について

- ・コンテンツのアイデア出しを行うことと並行しコンテンツについての議論も進めていくこととなった

### 3) 外部評価委員の委嘱について

- ・委嘱依頼状の様式（案）について了承された
- ・書面審査の資料とアンケートの原案について，メール審議を行うこととなった
- ・謝金について，平成26年度と27年度は香川大学の謝金支給基準により支払うことが了承された
- ・今期の任期期間について平成26年3月1日から27年3月31日とすることが了承された

### 4) その他

## 2. 平成25年度活動状況

・知のプラットフォームロゴ案について、センター長matterで3事業で調整することが了承された

### ◆平成26年3月17日

大学連携e-Learning教育支援センター四国運営委員会をJRクレメントホテル高松で開催予定

事業報告シンポジウム2013 をホテルクレメント高松で開催予定

テーマ 「e-Learningによる大学教育の共同実施に向けて」

特別講演 「新しいe-Learningの潮流—MOOCと電子教科書—」

山田恒夫（放送大学教授）

「e-Learningにおける著作権等の留意点—大阪大学知的財産センターの事例を中心に—」

青江 秀史（大阪大学 知的財産センター長）

### ◆平成26年3月18日

大学連携e-Learning教育支援センター四国企画委員会をJRクレメントホテル高松で開催予定

### ■機器導入

連携大学に遠隔会議システムおよび学習管理システムに関する機器を導入。平成25年度内に導入完了

## 2-3 委員会報告

### 2-3-1 企画委員会の議事次第

## 2. 平成25年度活動状況

平成25年度に実施された企画委員会の議事次第を以下に示す。平成25年10月にセンター四国が設置されて以来、計5回を開催した。

### 第1回企画委員会

---

- (1) 日 時 平成25年10月1日(火) 13時30分から
- (2) 場 所 遠隔会議システムの利用により各大学で開催
- (3) 協議題
  - ・協議題1 今後の進め方
  - ・その他

### 第2回企画委員会

---

- (1) 日 時 平成25年11月6日(水) 10時30分から
- (2) 場 所 遠隔会議システムの利用により各大学で開催
- (3) 前回議事要旨の確認について
- (4) 協議題
  - ・協議1 5年後の到達イメージ(案)について
  - ・協議2 提供科目アンケートからのニーズ・シーズマッチングについて
  - ・協議3 単位互換協定(案)及び覚書(案)について
- (5) 報告
  - ・報告1 予算の執行状況について
  - ・報告2 ホームページの公開について
  - ・報告3 英語表記について
  - ・報告4 短縮名称について
- (6) その他

## 2. 平成25年度活動状況

### 第3回企画委員会

---

- (1) 日 時 平成25年12月3日(火) 13時30分から
- (2) 場 所 香川大学本部管理棟3階 第1会議室
- (3) 前回議事要旨の確認について
- (4) 協議題
  - ・協議1 事業理念の共有について
  - ・協議2 提供科目群の絞込みについて
  - ・協議3 実施体制の検討について
  - ・協議4 5年後のイメージについて
  - ・協議5 短縮名称について
- (5) 報告
  - ・報告1 TV会議多地点接続装置運用のための情報提供について
- (6) その他

### 第4回企画委員会

---

- (1) 日 時 平成26年1月22日(水) 運営委員会終了後
- (2) 場 所 香川大学本部管理棟3階 第1会議室
- (3) 前回議事要旨の確認について
- (4) 協議題
  - ・協議1 共同実施モデルの検討について
  - ・協議2 外部評価委員の選出について
  - ・協議3 予算執行状況の確認について
  - ・協議4 平成26年度単位互換協定について
  - ・協議5 平成25年度事業実施報告, 平成26年度事業実施計画について
  - ・協議6 その他

## 2. 平成25年度活動状況

### (5) 報告

- ・報告 1 知プラ3事業の連携について
- ・報告 2 機器導入状況と調整について
- ・報告 3 広報（事業報告シンポジウム, HP, リーフレット）について

### (6) その他

#### 第5回企画委員会

---

(1) 日 時 平成26年2月18日（火）13:30～

(2) 場 所 香川大学本部管理棟3階 第1会議室

(3) 前回議事要旨の確認について

### (4) 協議題

- ・協議 1 四国型共同教育実施モデルについて
- ・協議 2 コンテンツ開発について
- ・協議 3 外部評価委員の委嘱について
- ・協議 4 その他

### (5) 報告

- ・報告 1 平成26年度単位互換について
- ・報告 2 平成25年度事業報告書について
- ・報告 3 シンポジウムの開催について
- ・報告 4 その他

### (6) その他

#### 2-3-2 運営委員会

平成25年度に実施された運営委員会の議事次第を以下に示す。平成25年10月にセンター四国が設置されて以来、計3回を開催した。なお、平成26年3月に第4回運営委員会を開催する予定である。

## 2. 平成25年度活動状況

### 第1回運営委員会

---

- (1) 日 時 平成25年12月3日(火) 企画委員会終了後
- (2) 場 所 香川大学本部管理棟3階 第1会議室
- (3) 協議題
  - ・協議1 平成26年度事業計画について
  - ・協議2 外部評価委員会の設置について
  - ・協議3 平成25年度事業報告シンポジウムの開催について
  - ・協議4 平成25年度事業報告書の作成について
- (4) その他

### 第2回運営委員会

---

- (1) 日 時 平成26年1月22日(水) 13時30分～
- (2) 場 所 香川大学本部管理棟3階 第1会議室
- (3) 前回議事要旨の確認について
- (4) 協議題
  - ・協議1 事業理念・実施計画の協議まとめについて
  - ・協議2 中期計画に係る平成26年度計画について
  - ・協議3 共同実施モデルの検討について
  - ・協議4 外部評価委員の選出について
  - ・協議5 その他
- (5) 報告
  - ・報告1 知プラ3事業の連携について
  - ・報告2 広報(事業報告シンポジウム, HP, リーフレット)について
- (6) その他

## 2. 平成25年度活動状況

### 第3回運営委員会

---

- (1) 日 時 平成26年2月18日(火) 企画委員会終了後
- (2) 場 所 香川大学本部管理棟3階 第1会議室
- (3) 前回議事要旨の確認について
- (4) 協議題
  - ・協議1 四国型共同教育実施モデルについて
  - ・協議2 コンテンツ開発について
  - ・協議3 外部評価委員の委嘱について
  - ・協議4 その他
- (5) 報告
  - ・報告1 平成26年度単位互換について
  - ・報告2 平成25年度事業報告書について
  - ・報告3 シンポジウムの開催について
  - ・報告4 その他
- (6) その他

### 2-3-3 外部評価委員会

本事業では、「大学連携e-Learning教育支援センター四国外部評価委員会規程」に基づき、各年度末に職員以外の学識経験者の方から評価を受けることが義務づけられている。そのため、大学連携e-Learning教育支援センター四国（香川大学に設置）及び大学連携e-Learning教育支援センター四国分室（香川大学を除く四国地区国立大学にそれぞれ設置）が行なった平成25年度の業務実績に対し、別添資料に基づいてアンケート形式による評価を行った。以下にその結果をまとめる。

### 回答期間

---

3月18日(火)～3月27日(木)

## 2. 平成25年度活動状況

### 外部評価委員一覧

---

| 氏名     | 所属                                 |
|--------|------------------------------------|
| 山崎 敏範  | 放送大学香川学習センター所長（香川大学名誉教授）           |
| 鈴木 克明  | 熊本大学大学院社会文化科学研究科教授システム学専攻          |
| 前田 英雄  | 鳴門教育大学名誉教授                         |
| 野田 松太郎 | 株式会社愛媛キャンパス情報サービス代表取締役社長（愛媛大学名誉教授） |
| 野嶋 佐由美 | 高知県立大学副学長（看護学部/看護学研究科・教授）          |

### 質問一覧

---

#### 第1部：知プラe事業に関する質問

- 1) 本事業の理念設定は妥当ですか。(5段階評価, 自由記述)
- 2) センター四国の組織体制は有機的に連携し, 運用に効果を挙げていますか。(5段階評価, 自由記述)
- 3) 本事業の目標設定は妥当ですか。(5段階評価, 自由記述)

#### 第2部：平成25年度の活動（次年度以降の助言等を含む）に関する質問

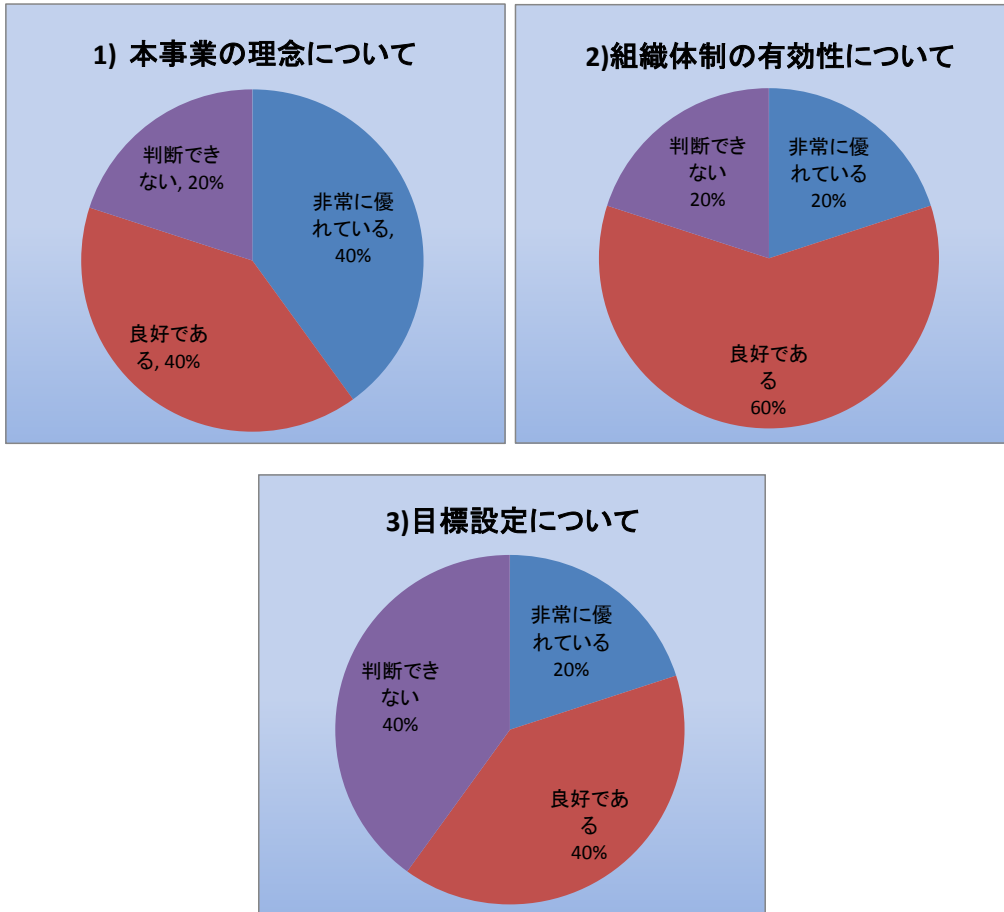
- 1) シンポジウムや研修会, ホームページ等を通じた本事業の啓発活動は効果的に推進されましたか。  
また, 次年度以降の啓発活動について助言等ございませんか。(5段階評価, 自由記述)
- 2) 本事業の業務は効率的に遂行され, 目標を達成していますか。また, 次年度以降の助言等ございませんか。  
(5段階評価, 自由記述)
- 3) 本事業の改善点, また次年度以降の課題・期待することがあればご教授下さい。(自由記述)
- 4) その他, お気づきの点がございましたら遠慮なくご指摘下さい。(自由記述)



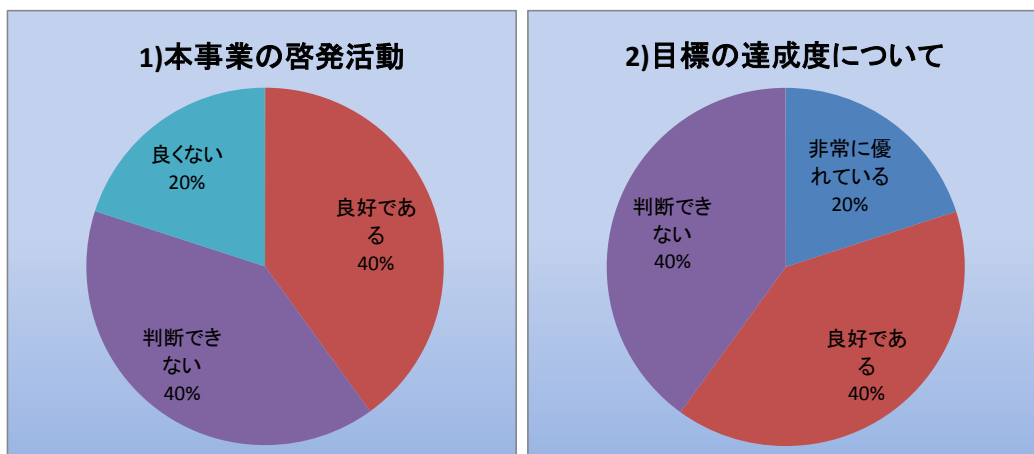
## 2. 平成25年度活動状況

### 各項目に関する評価

#### 第1部：知プラe事業に関する質問



#### 第2部：平成25年度の活動（次年度以降の助言等を含む）に関する質問



## 2. 平成25年度活動状況

### 外部評価委員 調査結果 (記述欄)

#### 第1部：知プラe事業に関する質問

##### 1) 本事業の理念について

|  |
|--|
| ■非常に優れている (2件)   |
| とてもよい取り組みだと思います。   |
| ■良好である (2件)  |
| 設定理念の「1-4 地域に根ざし、世界に発信する」が少し誇大な感じを受ける。   |
| ■判断できない (1件)   |
| 個人的に、大学の人材育成の基本は、研究者として自立した教員が自らの研究姿勢等を通じて、学生に幅広い考え方・知性・倫理・道徳等を教育し、各大学の個性を十分に把握した学生を育成し、社会に有為な人材として輩出することにあると確信している。その意味では、「大学」の枠を「四国5大学」にしたことは別として、十分な研究重視の姿勢が、本事業の理念に見られないことは残念に思っている。また、各大学で研究者として自立している教員は、必要な場合は、すでに各自で固有のeラーニング等での先端的教育を行っているのではないだろうか？ それを画一化する必要はない。 |

##### 2) 組織体制の有効性について

|   |
|---|
| ■非常に優れている (1件)  |
| 特になし  |
| ■良好である (3件)   |
| スタートしたばかりで調整を要する側面が多くあると存じますが、効率的な運営体制の基礎はできていると感じました。                                |
| ■判断できない (1件)  |
| 気になって、大学近傍で学生とも接触してみるが、学生からは本事業について一言も聞かない。主役の学生を無視している危険性はないか？ 教員からも、あまり賛同の返答は得られない。 |

## 2. 平成25年度活動状況

### 3) 目標設定について

|   |
|---|
| ■非常に優れている（1件）   |
| ■良好である（2件）  |
| 良好である。  |
| ■判断できない（1件）   |
| 3期に大きく区分したことは妥当ですが、数値目標（KPI）が年ごとあるいは期ごとに設定されていないので妥当性は判断不能です。10億円規模の国家予算を投じるに値する成果を説明する指標の確立（質・量とも）と公表が強く望まれます。             |
| ■判断できない（2件）   |
| 実際にどのようなコンテンツが世の中に不足しており、どういう形でそれらを開発するのか等の具体的目標が設定されていないように思われる。高年次履修教養教育科目等は重要だが、これはeラーニングで行うべきか？むしろ教員との対話に重きを置くべきではないのか？ |

## 2. 平成25年度活動状況

### 第2部：平成25年度の活動（次年度以降の助言等を含む）に関する質問

#### 1) 啓発活動について

|   |
|---|
| ■ 良好である（2件）   |
| ■ 判断できない（2件）  |
| 学外者であるため情報が少なく、シンポジウムや研修会についての広報や啓発活動の情報を資料ではじめて知った。また、平成26年度入学生であっても前期と後期の授業科目がわからないと時間割が組めない。特に後期の授業科目が平成26年3月21日時点では不明である。 |
| 大学全体として、本事業をどこまで意識しているかが問題で、事業の存在を知らない教員も多いのではないかと。本当に教員の声を聞き、eラーニング化が必要な部分の開発に集中すべきだ。ただし、それらの多くは、すでに各所に存在しているだろうけれど。         |
| ■ 良くない（1件）  |
| ホームページの機能拡張とデザイン性向上を早期に着手され、各年度の成果公表を着実にを行うことを望みます。   |

#### 2) 目標の達成度について

|  |
|--|
| ■ 非常に優れている（1件）   |
| 平成25年には準備期としては、短期間に組織や関係諸規則の制定整備、運営委員会や企画委員会等を開催している点が評価できる。また、各分室においても組織体制が整備され、事業実施の体をなしている。 |
| ■ 良好である（2件）  |
| 魅力あふれるコンテンツ開発を期待する。  |
| ■ 判断できない（2件）   |

## 2. 平成25年度活動状況

H24年度に4.8億円を投じた設備備品が本プロジェクトの各年度で有効に活用されているデータの収集と公開を望みます。また、本プロジェクトで雇用された教員・職員がそれぞれどのような職責を果たしているかについてもその成果の収集と公開の手順を定めておく必要があると思います。

本事業の目標が十分に理解できないので、当然、遂行も達成も考えられない。どの程度各大学で、本事業によって開発されたコンテンツが利用されているか等の統計データが必要なのではないか？

### 3) 本事業の改善点, また次年度以降の課題・期待すること

e-Learningに寄せる国民・高等教育関係者の期待は大きい。今後の発展に大いに期待している。

良質な共同利用科目の創造が教育的成果を高めていることを内外にアピールするために、実践的研究として取り組まれてその成果を学会等で公表されることを望みます。学会発表や学会誌への投稿についてもKPIを設定されるとよいと思います。あわせてJOCW/JMOOCへの参画・コース提供についてもKPIに含めるとよいでしょう。

- ・これまでのeK4との差異が不明瞭であるように思われた。
- ・平成25年7月8日の事業委員会の決定事項で「eK4とは独立させて走らせることになった」とあるのでこれからeK4と独立した科目の設定をしなければなりませんので教員の負担が多くなると思いました。
- ・平成26年度からの試行期に具体的な教養・専門教育に関するコンテンツの開発がなされるものと期待しています。
- ・非同期型 e-Learning 科目の単位認定に係る客観的評価基準も明示する必要があります。成績評価委員会の議論を待つのですが、特に非対面での成績評価については個人認識の同定をどのようにするかという問題があると思います。

四国の5大学で連携して、共同歩調をとることは今の時代に非常に重要で意味あることだと思うし、その輪を全国に広げていければと思う。ただし、第1部でも書いたが、あくまで大学教育は「研究者が行う教育」という視点が最重要で、その中で、研究者が教育に欲するコンテンツを開発していく方向を強化してほしい。

## 2. 平成25年度活動状況

### 4) その他, 気付いた点

大プロジェクトのアカウントビリティを意識され、各年度に着実な成果の積みあげがなされることを大いに期待申し上げます。

- ・共同実施モデル案(高年次履修教養教育科目を例として)の提供科目に高度教養科目、地域連携科目、アジア・アフリカ言語科目等とあるが、専門の教員がいなくて非常勤講師に依存したり履修生がそれほど見込めなかったりするようかもしれないp.32, p.33 アジア・アフリカ言語科目は、5大学で連携したものにするよりも他のe-Knowledgeとコンソーシアムを組む方がいいのではないのでしょうか。
- ・高年次として、3年・4年とあるが、従来、3年・4年になると専門科目が多くなり、また、卒論や就職・進学等で忙しくなるのでそれで問題はないのでしょうか。
- ・香川大学のHPにある「大学連携 e-Learning教育支援センター四国を設置」に「また、この大学で開講している共通科目を統合して共有保管させることにより、効率的な人事が可能になります。」とあるが、送付資料の「事業の進捗状況(委員会)」中の「共同実施モデルの検討」や「今後のスケジュール(平成26～29年度)」の中にある平成26～27年度試行期間の「共同実施モデルの整備」というのは、上記の共通科目を統合するという意味なのではないでしょうか。平成26年度だけは暫定的に単位互換協定に基づくe-Learningを実施するということになるのですね。
- ・この事業に対して魅力的なコンテンツを開発し、その広報を各大学の学生に周知徹底しないと受講生は増えないと思う。
- ・6年間におよぶ文科省による補助金と各大学からの負担金により四国の5大学の国立大学法人の連携事業計画が今後の大学教育改革の実質化になるように希望する。

上で述べたこととも関連するが、世には国内でもかなりの教育コンテンツがあり、比較的自由に活用できる。国際化というのなら、アメリカで開発され自由使用のコンテンツも多々ある。本当に四国の5大学で開発すべきコンテンツは何かを、より深く議論して、明確にすべきだ。また、大学の場合は高校等とは違って、学部によって、人材育成の方向性が非常に異なっている。当然、地域連携といっても、連携先が要求する事項は画一的ではない。必然的にeラーニングを実施する場合でも、その方向性が異なる。それらの違いを本事業でどこまで組み込むように努力されるのかが、いただいた文書のみからはみえない。このあたりの基本的な調査研究から再スタートする必要性はないのだろうか？

編集上の注釈：各質問の自由記述欄の回答については、外部評価委員別に線引きしています。

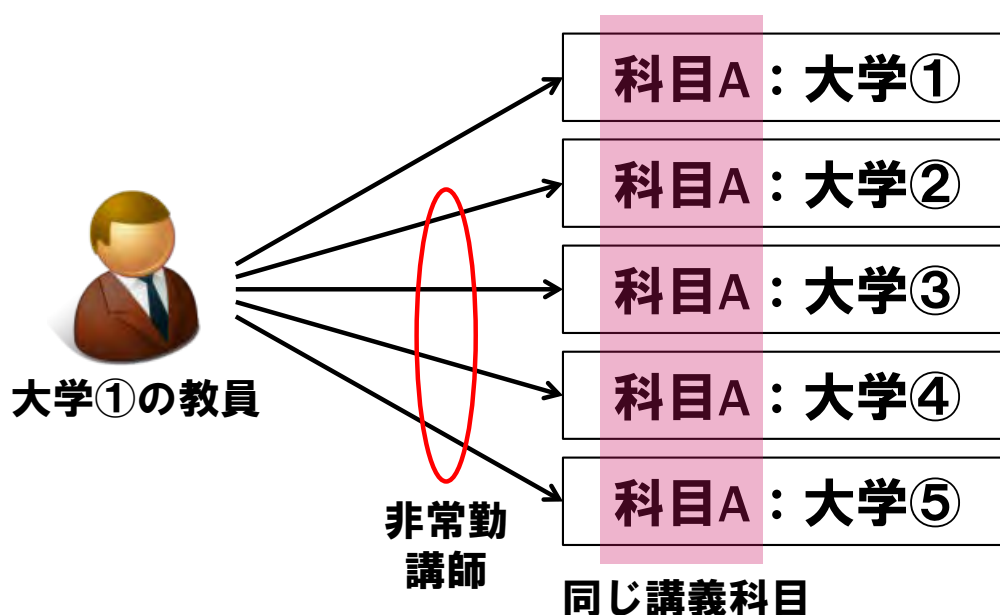
## 2. 平成25年度活動状況

### 2-4 四国5大学型共同教育実施モデルの構築

今回の事業で検討している共同実施モデルを「**四国5大学型共同教育実施モデル**」と呼んでいる。平成25年度は月1回の企画委員会・運営委員会を開催し、モデルの検討を行った。

このモデルはeK4と異なり、**単位互換ではなく**、四国5大学が共同で教育科目を設定し、**自大学の科目として開講**する仕組みである。図のように、大学①の教員が大学②～⑤で開講する場合、非常勤講師として扱われる方式を検討中である。

※確定案ではないので、将来的に修正が入ることもお含み下さい。



四国5大学型共同教育実施モデル（案）の概要図

### コンテンツの準備

平成26年度は、暫定的に単位互換協定に基づくe-Learningによる教育を実施する。平成27年度以降は、「**四国5大学型共同教育実施モデル**」での実施を予定している。企画委員会・運営委員会にて、開発すべきコンテンツの特徴を精査し、コンテンツ開発の素地ができた。以下のスライドは、平成26年2月4日に、文部科学省高等教育局国立大学法人支援課に訪問して打ち合わせを行った際の説明用資料である。

## 2. 平成25年度活動状況

### 大学教育の共同実施プラン 説明資料

平成26年2月4日

### 目指すところ

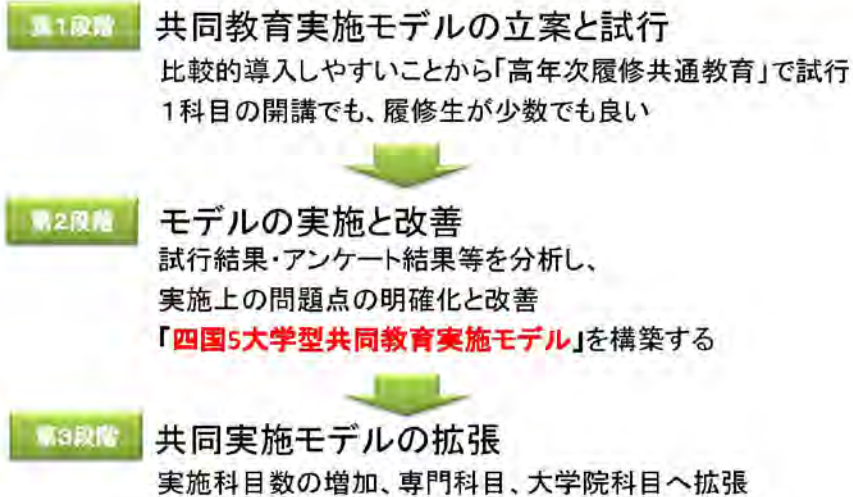
#### 四国5大学型共同教育実施モデル

**単位互換ではなく**、四国5大学が共同で教育科目を設定し、**自大学の科目**として開講する仕組みを構築し運用する。

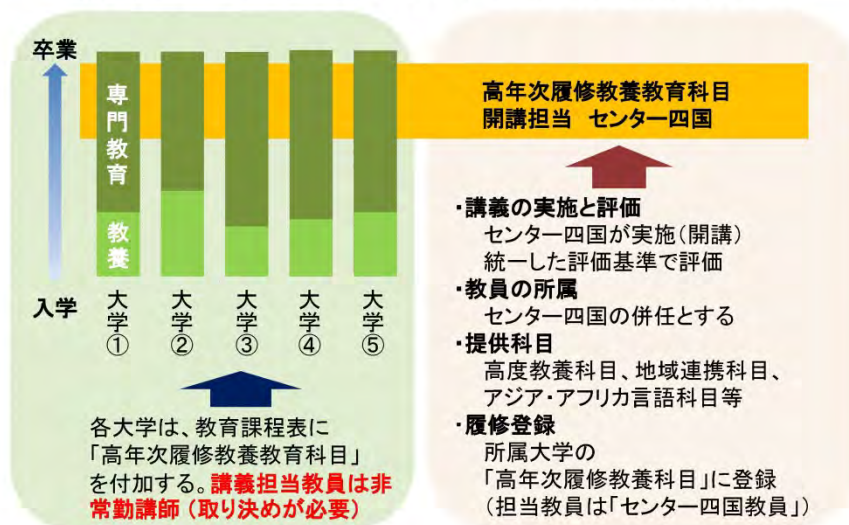


## 2. 平成25年度活動状況

### モデルの構築から運用



### 共同実施モデル案 (高年次履修教養教育科目を例として)



## 2. 平成25年度活動状況

### なぜ初めに、高年次履修教養教育科目か

- I** 3年・4年生向けの教養教育科目  
5大学で既存のカリキュラムに設定が無いので、既存のカリキュラムへの影響が少ないために、各大学で受け入れてもらいやすい。
  - II** 5大学で開講していないが、必要性が高い  
必要性は理解できても、開講できていない科目
  - III** 既定の時間割外で講義を実施できる
    - ①5大学で学年暦や授業時間等、異なっている
    - ②高年次では、専門教育で時間割が手一杯
    - ③教養科目を時間割に配置するのは困難
- メリット** 授業時間外に実施できる非同期型講義の可能なeラーニングで無ければ実施出来ない

### eラーニングを用いた 高年次開講教養教育科目の例

- I** 高度教養教育科目  
学生が専門教育を修得して初めて必要性を理解する教養教育科目や、レベルの高い教養教育科目を共同で実施します。従来の教育課程では、十分に実施出来ていませんでした。
- II** 地域連携科目  
四国地域に特徴的な学問領域であり、地域の企業や団体などと連携して多面的に学びます。
- III** アジア・アフリカ言語科目  
今後、アジア・アフリカ地域との連携を深めるためには、英語だけではなくその国の言葉を理解することが必要です。5大学が共同でアジア・アフリカ地域で使用されている語学教育を行います。

## 2. 平成25年度活動状況

### 授業担当教員の取り扱い

#### 大学設置基準

第19条 大学は、…**必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。**

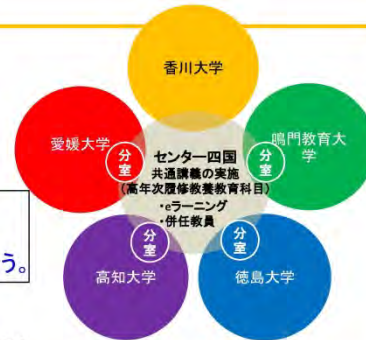
#### 基本

授業科目  
学部学科が開設し、学部学科の担当教員が講義を行う。

#### センター四国が講義を行う場合の取扱い

(講義担当教員は四国センターの併任・兼任教員とする)

各大学へは  
非常勤講師扱いで行う。



#### 任用手続き

通常 5大学が各大学と互いに非常勤講師発令

5大学間で「センター四国教員」を非常勤講師として一括任用するための協定等を結ぶ。

### 今後の作業

#### (H27年度後期開講の場合の例)

H26年6月 センター四国が講義を実施することに関する制度の整備

H26年7月 各大学の課程表へ追加

H26年9月 開講科目と担当教員の決定

H27年1月 シラバスの完成

H27年3月 履修登録システムの改修完了

H27年9月 コンテンツの完成

**H27年度実施のためには、早急に作業を開始する必要**

## 2. 平成25年度活動状況

### 2-5 システム基盤の強化

学習管理システムや遠隔会議システム等のシステム基盤の整備を行い、e-Learningによる大学教育の共同実施に向けてのシステムを構築した。これにより、平成26年度以降のe-Learningコンテンツ配信環境が整った。

#### 各大学の機器導入一覧

|  |   |
|--|---|
| 香川大学   | 徳島大学  |
| e-Learning配信システム(1式)<br>e-Learningコンテンツ収録・編集システム(2式)<br>多地点間遠隔会議基盤システム(30拠点)(1式)<br>テレビ会議予約システム(1式)<br>テレビ会議端末(8拠点)<br>電子教卓(5箇所) | 教育用クラウドシステム(1式)<br>e-Learning配信システム(1式)<br>e-Learningコンテンツ収録・編集システム(2式)<br>多地点間接続システム(コントローラー含む)(1式)<br>会議レコーディングサーバー<br>無線LANによるe-Learning学習環境整備<br>遠隔講義・遠隔会議(電子教卓含む)(7拠点) |
| 鳴門教育大学   | 愛媛大学  |
| e-Learningシステム(1式)(講義収録装置(2台)を含む)<br>遠隔会議システム(1式(3拠点))<br>e-Learning対応視聴覚設備(1式)<br>(遠隔会議システム(1拠点), 電子教卓を含む)                      | e-Learning配信システム・ネットワーク環境増強設備(1式)<br>e-Learningコンテンツ収録・編集システム(1式)<br>マルチメディアコンテンツ教材クリエイトシステム(1式)<br>e-Learningコンテンツ制作システム(1式)<br>(遠隔講義システム・プロジェクター・電子教卓外)                   |
| 高知大学   |   |
| e-Learning配信システム(1式)<br>e-Learningコンテンツ収録・編集システム(可搬型含む)(6式)<br>TV会議端末(5拠点)<br>電子教卓(1箇所)  |   |

### 2-6 事業報告シンポジウム2013

## 2. 平成25年度活動状況

文部科学省 国立大学改革強化推進補助金事業  
四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施



# Program

|                |   |
|----------------|---|
| 開場             | 12:30 受付開始  |
| 開会挨拶           | 18:00 長尾 省吾 (香川大学 学長)<br>藤井 宏史 (香川大学 理事・副学長(学務))  |
| 特別講演           | 13:15 <b>「新しいe-Learningの潮流<br/>—MOOCと電子教科書—」</b><br>山田 恒夫 (放送大学 教授)   |
| 特別講演           | 14:30 <b>「e-Learningにおける著作権等の留意点<br/>—大阪大学知的財産センターの事例を中心に—」</b><br>青江 秀史 (大阪大学 知的財産センター長)                                       |
| 事業報告<br>シンポジウム | 15:45 <b>「大学連携e-Learning教育支援<br/>センター四国について」</b><br>香川大学 大学連携e-Learning教育支援センター四国 センター員<br><b>「連携大学による本事業の中間報告」</b><br>センター四国分室 |
| 閉会挨拶           | 17:00 林 敏浩  |

### 大学連携e-Learning教育支援センター四国

# 事業報告 2013 シンポジウム

## 入場無料

大学連携e-Learning教育支援センター四国（センター四国）は、既に構築・運用されている大学連携に基づくe-Learning基盤を活用して「四国地区における6国立大学連携構想」の中の大学教育を共同実施することによって、連携大学全体の教育の質の向上を図ります。  
下記の要領で、センター四国における2013年度の事業中間報告と情報交換を目的としたシンポジウムを開催致します。

テーマ

### 「e-Learningによる 大学教育の共同実施に向けて」

日 2014年3月17日(月)  
13:00 ~ 17:00

階 ホテルクレメント高松 3階  
「飛天」(JR高松駅徒歩1分)

お問合せ

〒760-8521 高松市幸町1-1 香川大学内  
大学連携e-Learning教育支援センター四国  
Tel 087(832)1365

詳細

センター四国HP シンポジウム案内  
2月10日～申込受付【先着100名まで】  
<http://chipla-e.ltc.kagawa-u.ac.jp/event.html>  
申込みは高松をご覧ください

## 2. 平成25年度活動状況

大学連携 e-Learning 教育支援センター四国  
**事業報告シンポジウム2013**

日時：2014年3月17日(月) 13:00～17:00  
(受付開始12:30～)

場所：ホテルクレメント高松 3階「飛天」  
(JR高松駅徒歩1分)

### 申 込 書

| 所 属 | 氏 名 | 電話番号 |
|-----|-----|------|
|     |     |      |
|     |     |      |

※お申し込みは e-mail または FAX でお願ひします。  
(詳細はホームページをご確認下さい。)  
<http://chipla-e.itc.kagawa-u.ac.jp/event.html>

■お申し込み・お問い合わせ先

大学連携 e-Learning 教育支援センター四国  
電話：087 (832) 1365  
FAX：087 (832) 1155  
e-mail：chipla\_el\_info@cc.kagawa-u.ac.jp

## 2. 平成25年度活動状況

### 2-7 スキルアップ研修会

日時：平成26年3月31日（月）

場所：PCルーム3（総合情報センター2階）

〈第1部〉11:00～12:00

内容：e-Learningと著作権の基礎

講師：村井礼（大学連携e-Learning教育支援センター四国教授）

〈第2部〉13:30～14:30

内容：e-Learningコンテンツの制作研修会

講師：岩城暁大（大学連携e-Learning教育支援センター四国助教）

参加人数：〈第1部〉13名 〈第2部〉5名

---

2014年3月31日、大学連携e-Learning教育支援センター四国で、e-Learningにおける著作権処理の基礎的な説明と、実践的なe-Learningコンテンツの開発スキルの習得を目的とした研修会を実施した。

第1部の「e-Learningと著作権の基礎」については、学内から13名、第2部の「e-Learningコンテンツの制作」については、5名の参加があった。

スキルアップ研修会は2部構成とした。第1部では、e-Learningを作成・配信する際、留意しなければならない著作権の基礎に関して、講演を行った。第2部では、e-Learningコンテンツを作成するソフトを活用し、コンテンツ作成の実習を行った。

研修会後には活発な意見交換が行われた。また、第2部終了後には、大学連携e-Learning教育支援センター四国で構築したスタジオ見学を行い、スタジオはどのように運用していくのか、教員が利用するにはどのような手続きが必要かについて質問があった。

## 2. 平成25年度活動状況

研修会後の意見交換やスタジオ見学の質問などを通して、学内でのe-Learningに対する注目は高いものがあると感じた。今後については、学内・連携大学のニーズを確認しつつ、来年度以降のスキルアップ研修会を継続して開催したいと考えている。



センター長挨拶



〈第1部〉 e-Learningと著作権の基礎

### 2-8 広報

平成26年2月に大学連携e-Learning教育支援センター四国のHPを公開し、情報発信を続けている。また、今後は年1冊の割合で事業報告書の出版する予定である。

### 2-9 総括

前述の活動状況を踏まえ、本節では平成25年度の成果について総括する。

(1) 組織体制の整備と教育の共同実施の準備：香川大学で「大学連携e-Learning教育支援センター四国規則」、各連携大学で「分室」規程等、運営委員会・企画委員会・外部評価委員会の各規程を整備した。これら規程により本事業の運営および責任体制が明確になった。

(2) 大学連携e-Learning教育支援センター四国の設置：必要な教職員を雇用して活動を開始した。これにより、各大学での本事業の活動が活性化する方向に進展した。

(3) システム基盤の強化：学習管理システムや遠隔会議システム等のシステム基盤の整備を行い、e-Learningによる大学教育の共同実施に向けてのシステムを構築した。これにより、平成26年度以降のe-Learningコンテンツ配信環境が整った。



## 3. 関係規則等

### 3. 関係規則等

#### 規則・規程等の整備

香川大学で「大学連携e-Learning教育支援センター四国規則」、運営委員会・企画委員会・外部評価委員会の各規程を、各連携大学で分室規則等を整備した。これら規程により本事業の運営および責任体制が明確になった。

#### 3-1 大学連携e-Learning教育支援センター四国規則

##### 大学連携 e-Learning 教育支援センター四国規則

平成25年7月5日

##### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学改革強化推進補助金事業「四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業」の共同実施に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

##### (目的)

第2条 センターは、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学及び高知大学(以下「四国地区国立大学」という。)との緊密な連携のもとで、大学教育・大学院教育の共同実施を行うことにより、教育の質の向上を図ることを目的とする。

##### (業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学教育・大学院教育の共同実施に向けた組織体制の整備に関すること。
- (2) 四国地区国立大学で相互補完した教養・専門教育コンテンツ群の開発に関すること。
- (3) 共同実施による教育プログラムの開発に関すること。
- (4) オープンコンテンツ開発に関すること。
- (5) 遠隔会議・遠隔講義システム等のシステム基盤強化に関すること。
- (6) 共同実施の運用モデルの確立に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

##### (組織)

第4条 センターは、四国地区国立大学のうち、香川大学に置く。

2 センターの業務を円滑に実施するため、香川大学を除く四国地区国立大学に、それぞれ大学連携 e-Learning 教育支援センター四国分室(以下「センター分室」という。)を置く。

3 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

## 3. 関係規則等

- (1) センター長
- (2) センター教員
- (3) その他必要な職員(以下「センター職員」という。)

4 センター分室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 分室長
- (2) 分室教員
- (3) その他必要な職員(以下「分室職員」という。)  
(センター長等)

第5条 センター長は、香川大学に所属する教員のうち、同大学の学長(以下「学長」という。)が指名する者をもって充てる。

2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター教員は、学長が、選考又は指名し、任命する。

4 分室長及び分室教員は、当該大学の学長が、選考又は指名し、任命する。

(職務)

第6条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 センター教員は、センターの業務を処理する。

3 センター職員は、センターの業務に従事する。

4 分室長は、センター分室の業務を掌理する。

5 分室教員は、センター分室の業務を処理する。

6 分室職員は、センター分室の業務に従事する。

(運営委員会)

第7条 センターに、センター及びセンター分室の管理運営に関する重要事項を審議するため、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(企画委員会)

第8条 センターに、センター及びセンター分室の円滑な運営のため、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国企画委員会(以下「企画委員会」という。)を置く。

2 企画委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(外部評価委員会)

第9条 センターに、センター及びセンター分室の業務に対して評価を行い、もって業務の改善に資するため、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国外部評価委員会(以下「外部評価委員会」という。)を置く。

2 外部評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センター及びセンター分室に関する事務は、四国地区国立大学のセンター業務を所掌する課等において処理する。

(雑則)

## 3. 関係規則等

第11条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

2 前項にかかわらず、この規則に定めるもののほか、センター分室に関し必要な事項は、各大学が別に定める。

### 附 則

1 この規則は、平成25年7月5日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に任命されるセンター長の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

### 3-2 大学連携e-Learning教育支援センター四国運営委員会規程

#### 大学連携 e-Learning 教育支援センター四国運営委員会規程

平成25年7月5日

#### (趣旨)

第1条 この規程は、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国規則（以下「センター規則」という。）第7条第2項の規定に基づき、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学連携e-Learning教育支援センター四国及び大学連携e-Learning教育支援センター四国分室（以下「センター等」という。）の業務に係る重要事項に関すること。
- (2) センター等の予算及び決算に関すること。
- (3) センター等の教員等の人事に関すること。
- (4) その他センター等の管理及び運営に関すること。

#### (組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 香川大学の教育担当理事
- (2) センター長
- (3) センター教員
- (4) 分室長
- (5) センター業務を所掌する四国地区国立大学の課長（相当職を含む。）以上の事務職員 各1人
- (6) その他センター長が必要と認めた者

2 前項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

## 3. 関係規則等

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。ただし、委員に支障があるときは、あらかじめ当該委員の指名する者が、委員長の承諾を得て代理出席することができる。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(開催)

第6条 運営委員会は、委員長が必要と認めたとときに開催するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 運営委員会に関する事務は、香川大学教育・学生支援室修学支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年7月5日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命される第3条第1項第6号の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

### 3-3 大学連携e-Learning教育支援センター四国企画委員会規程

大学連携 e-Learning 教育支援センター四国企画委員会規程

平成25年7月5日

(趣旨)

第1条 この規程は、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国規則（以下「センター規則」という。）第8条第2項の規定に基づき、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国企画委員会（以下「企画委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 企画委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学連携 e-Learning 教育支援センター四国及び大学連携 e-Learning 教育支援センター四国分室（以下「センター等」という。）の運営の実務に関すること。
- (2) 研修会、セミナー等の企画・実施に関すること。
- (3) その他センター等の事業運営に関すること。

## 3. 関係規則等

(組織)

第3条 企画委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センター教員
- (3) 分室長又は分室教員
- (4) その他センター長が必要と認めた者

2 前項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 企画委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、企画委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 企画委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。ただし、委員に支障があるときは、あらかじめ当該委員の指名する者が、委員長の承諾を得て代理出席することができる。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(開催)

第6条 企画委員会は、委員長が必要と認めたときに開催するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 企画委員会に関する事務は、香川大学教育・学生支援室修学支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、企画委員会の運営に関し必要な事項は、企画委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年7月5日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される第3条第1項第4号の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

### 3-4 大学連携e-Learning教育支援センター四国外部評価委員会規程

大学連携 e-Learning 教育支援センター四国外部評価委員会規程

平成25年7月5日

## 3. 関係規則等

(趣旨)

第1条 この規程は、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国規則第9条第2項の規定に基づき、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 外部評価委員会は、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国及び大学連携 e-Learning 教育支援センター四国分室が行う業務について、単年度毎の実績に関する評価を行う。

(組織)

第3条 外部評価委員会の委員は、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学及び高知大学の役員並びに職員以外の学識経験者から、センター長が委嘱し、組織する。

(委員長)

第4条 外部評価委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集及び議長)

第6条 委員長は、外部評価委員会を招集し、その議長となる。

(会議の成立等)

第7条 外部評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の出席)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 外部評価委員会に関する事務は、香川大学教育・学生支援室修学支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、外部評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年7月5日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

## 3. 関係規則等

### 3-5 各大学分室規則等

#### 3-5-1 徳島大学分室

##### 徳島大学教育改革推進センター規則

平成25年3月19日

規則第62号制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学学則（昭和33年規則第9号）第4条第2項の規定に基づき、徳島大学教育改革推進センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、徳島大学における教育改革を推進し、それを支援する各種業務を企画及び運営するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な教育改革に係る企画及び運営に関すること。
- (2) ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントの企画及び運営並びにそれらの評価に関すること。
- (3) 教育改革への学生の関与に関する企画及び運営に関すること。
- (4) 四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施に関すること。
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(部門の設置)

第4条 前条の業務を遂行するため、センターに次の部門を置く。

教育改革推進部門

I C T教育推進部門

- 2 前条第4号の業務を処理するため、I C T教育推進部門は、大学連携e-Learning教育支援センター四国規則（平成25年7月5日四国地区国立大学連携事業推進会議制定）第4条に規定する大学連携e-Learning教育支援センター四国徳島大学分室（以下「徳島大学分室」という。）を兼ねるものとする。

(職員)

第5条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任教員
- (4) 兼務教員
- (5) その他必要な職員

- 2 徳島大学分室に、分室長及び分室教員を置く。

(センター長)

## 3. 関係規則等

第6条 センター長は、学長が指名する職員をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、センター長が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第7条 副センター長は、センター長の推薦に基づき、学長が指名する職員をもって充てる。

2 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、副センター長が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼務教員)

第8条 兼務教員は、センターの業務に関し専門知識を有する者をもって充て、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

2 兼務教員の任期は2年とし、再任されることができる。

(分室長及び分室教員)

第8条の2 分室長は、センター職員のうちから学長が任命する。

2 分室教員は、ICT教育推進部門の教員が兼務する。

3 分室長の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、分室長が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(教員選考)

第9条 センターの教員選考は、次条に規定する運営委員会の議に基づき、学長が行う。

(運営委員会)

第10条 センターに、センターの管理運営及び業務に関する事項を審議するため、徳島大学教育改革推進センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(運営委員会の所掌事項)

第11条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) センターの管理運営の基本方針に関する事項

(2) センターの業務計画に関する事項

(3) 教員の人事に関する事項

(4) その他センターの管理運営及び業務に関し必要な事項

(運営委員会の組織)

第12条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) センターの教授及び准教授

(3) 各学部（学部併任された大学院教員を構成員として含む。）から選出された教授  
各1人

(4) 全学共通教育センターから選出された教授 1人

(5) 学務部長



## 3. 関係規則等

(6) その他運営委員会が必要と認める者

2 前項第3号, 第4号及び第6号の委員は, 学長が命ずる。

(委員の任期)

第13条 前条第1項第3号, 第4号及び第6号の委員の任期は2年とし, 再任されることができる。ただし, 委員が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は, 前任者の残任期間とする。

(委員長)

第14条 運営委員会に委員長を置き, 第12条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は, 運営委員会を招集し, その議長となる。

3 委員長に事故があるときは, 委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第15条 運営委員会は, 委員の過半数の出席がなければ, 会議を開くことができない。

2 議事は, 出席した委員の過半数をもって決する。

(代理出席)

第16条 第12条第1項第3号及び第4号の委員が会議に出席できないときは, 代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第17条 運営委員会が必要と認めるときは, 会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第18条 運営委員会に, 専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会について必要な事項は, 運営委員会が別に定める。

(事務)

第19条 センターの事務は, 学務部教育企画室において処理する。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか, センターについて必要な事項は, センター長が別に定める。

附 則

1 この規則は, 平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日に最初に任命されるセンター長については, 第5条第1項及び第3項の規定にかかわらず, 当分の間, 理事(教育担当)をもって充てる。

附 則(平成25年5月21日規則第8号改正)

この規則は, 平成25年6月1日から施行する。

附 則

1 この規則は, 平成25年10月1日から施行する。

2 この規則施行後, 最初に任命される分室長の任期は, 第8条の2第3項の規定にかかわらず, 平成27年3月31日までとする。

## 3. 関係規則等

### 3-5-2 鳴門教育大学分室

大学連携e-Learning教育支援センター四国鳴門教育大学分室規程

平成25年5月8日

規程第16号

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門教育大学教育研究組織規則（平成20年規則第2号）第14条の規定に基づき、大学連携e-Learning教育支援センター四国鳴門教育大学分室（以下「分室」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 分室は、四国におけるe-knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施の効果的かつ円滑な推進に資することを目的とする。

(業務)

第3条 分室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学連携e-Learning教育支援センター四国との連絡調整に関すること。
- (2) 大学連携e-Learning教育支援の関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 大学連携e-Learning教育支援の運営に関すること。
- (4) 大学連携e-Learning教育支援に係る企画・立案に関すること。
- (5) その他大学連携e-Learning教育支援に関し学長が必要と認めたこと。

(組織等)

第4条 分室は、次の者をもって組織する。

- (1) 分室長
  - (2) 分室教員
  - (3) その他必要な職員（以下「分室職員」という。）
- 2 分室長は、各教育部に属する教授のうちから学長が指名する者をもって充てる。
- 3 分室教員は、本学教員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

(任期)

第5条 分室長及び分室教員の任期は、それぞれ2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 分室長は、分室の業務を統括する。

- 2 分室教員及び分室職員は、分室に関する業務を処理する。

(分室会議)

第7条 分室に、第3条に掲げる事項を協議するため、分室会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
- (1) 分室長
  - (2) 分室教員

## 3. 関係規則等

(3) その他学長が必要と認めた者

- 3 会議に議長を置き、分室長をもって充てる。
- 4 議長は、会議を招集する。
- 5 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(議事)

第8条 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議長は、会議の結果を、必要に応じて学長又は大学連携e-Learning教育支援センター四国に報告するものとする。

(構成員以外の者の出席)

第9条 議長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第10条 会議は、必要に応じ、専門的事項を調査検討させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の設置、組織その他必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 分室の事務は、社会連携課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、分室の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年5月13日から施行する。
- 2 施行日において、第4条第1項第1号及び第2号の規定により最初に選出された者の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

### 大学連携e-Learning専門部会要項

平成25年5月8日

学 長 裁 定

(趣旨)

第1 この要項は、大学連携e-Learning教育支援センター四国鳴門教育大学分室規程（平成25年規程第16号）第10条の規定に基づき、大学連携e-Learning教育支援センター四国鳴門教育大学分室会議に置く大学連携e-Learning専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2 専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学校教育学部教務委員会委員長及び副委員長

## 3. 関係規則等

- (2) 学校教育学部教務委員会委員のうち各教育部から1人
- (3) 地域連携センター所長
- (4) 情報基盤センター所長
- (5) 遠隔教育プログラム推進室長
- (6) e-knowledgeコンソーシアム四国の企画委員及びシステム専門委員のうち本学教員
- (7) 大学連携e-Learning教育支援センター四国鳴門教育大学分室教員
- (8) 社会連携課長
- (9) その他学長が指名する者  
(任期等)

第3 前項第2号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は分室長が指名する者をもって充て、副部会長は委員の互選によって定める。

2 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議事項等)

第5 専門部会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学連携e-Learning教育支援の実施に係る企画、立案に関する事項
- (2) 大学連携e-Learning教育支援の推進に関する事項
- (3) 大学連携e-Learning教育支援の内容、実施方法に関する事項
- (4) その他部会長が必要と認める事項

(議事)

第6 専門部会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 専門部会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を専門部会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第8 専門部会の事務は、社会連携課において処理する。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年5月13日から実施する。

2 第2第2号の規定により最初に選出された者の任期は、第3の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

## 3. 関係規則等

### 3-5-3 愛媛大学分室

大学連携e-Learning 教育支援センター四国愛媛大学分室規程

平成25年9月11日

規則第 117 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人愛媛大学基本規則第21条の4第2項の規定に基づき、大学連携e-Learning 教育支援センター四国愛媛大学分室（以下「センター分室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センター分室は、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学及び高知大学（以下「四国地区国立大学」という。）との緊密な連携のもとで、教育プログラムの共同実施を行うことにより、教育の質の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センター分室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 四国地区国立大学における教育プログラムの共同実施の支援に関すること。
- (2) 四国地区国立大学で相互補完した教養・専門教育コンテンツ群の開発に関すること。
- (3) 前2号の業務を円滑に行うための全学的な連絡調整に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 センター分室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 分室長
- (2) 専任教員
- (3) 兼任教員
- (4) その他必要な職員（以下「分室職員」という。）

(分室長)

第5条 分室長は本学の専任教員のうちから、学長が指名し、任命する。

- 2 分室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、分室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任教員)

第6条 兼任教員は、総合情報メディアセンターの専任教員のうちから、学長が指名し、任命する。

- 2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第7条 分室長は、センター分室の業務を掌理する。

- 2 専任教員は、分室長の職務を助け、センター分室の業務を遂行する。
- 3 兼任教員は、センター分室の専任教員とともにセンター分室の業務を遂行する。

## 3. 関係規則等

4 分室職員は、センター分室の業務に従事する。

(事務)

第8条 センター分室に関する事務は、総合情報メディアセンター事務課及び教育センター事務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センター分室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年9月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命される分室長及兼任教員の任期は、第5条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

### 3-5-4 高知大学分室

高知大学総合教育センター-大学教育創造部門-大学連携  
e-Learning教育支援センター-四国高知大学分室規則

平成25年9月19日

規則第40号

(趣旨)

第1条 高知大学総合教育センター-大学教育創造部門に大学連携e-Learning教育支援センター-四国高知大学分室（以下「センター分室」という。）を置き、高知大学総合教育センター規則第11条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センター分室は、国立大学改革強化推進補助金事業「四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業」の共同実施に関する協定に基づき、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学及び高知大学（以下「四国地区国立大学」という。）の緊密な連携の下で、「四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」を推進し、教育の質の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センター分室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学教育・大学院教育の共同実施に関すること。
- (2) 四国地区国立大学で相互補完した教養・専門教育コンテンツ群の開発に関すること。
- (3) 大学教育・大学院教育の共同実施を円滑にするための学内調整に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 センター分室に、次の各号に掲げる室員を置く。

## 3. 関係規則等

- (1) 分室長
- (2) 分室教員
- (3) 分室職員

- 2 分室長は、分室の業務を掌理する。
- 3 分室教員及び分室職員は、分室の業務を処理し、従事する。
- 4 第1項に掲げる室員は、学長が指名し、任命する。

(任期)

第5条 前条第1項第1号に掲げる分室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、分室長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 センター分室の円滑な運営を図るため、その運営に関する委員会を置くことができる。

(事務)

第7条 センター分室に関する事務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センター分室の運営に関し必要な事項は、分室長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に任命される第4条第1項第1号の分室長の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

## 連絡先情報

### 連絡先情報

#### 大学連携 e-Learning 教育支援センター四国

〒760-8521 香川県高松市幸町 1 - 1

電話 087-832-1365

Fax 087-832-1155

Mail [chipla\\_el\\_info@cc.kagawa-u.ac.jp](mailto:chipla_el_info@cc.kagawa-u.ac.jp)

URL <http://chipla-e.itc.kagawa-u.ac.jp>

#### 徳島大学分室

〒770-8501 徳島県徳島市新蔵町 2-24

電話 088-656-7686

FAX 088-656-7688

#### 鳴門教育大学分室

〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748 番地

電話 088-687-6463

Fax 088-687-6463

Mail [gpjimu@naruto-u.ac.jp](mailto:gpjimu@naruto-u.ac.jp)

#### 愛媛大学分室

〒790-8577 愛媛県松山市文京町 3 番 総合情報メディアセンター内

電話 089-927-8978

Fax 089-927-8805

Mail [chipula@stu.ehime-u.ac.jp](mailto:chipula@stu.ehime-u.ac.jp)

#### 高知大学分室

〒780-8520 高知市曙町二丁目 5 番 1 号

電話 088-844-8644

Fax 088-844-8644



四国における  
e-Knowledgeを基盤とした  
大学間連携による  
大学教育の共同実施

